



鳥取県公報

平成14年 9月17日(火)
第 7 4 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (481) (健康対策課) 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (482) (") 1
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (483・484) (森林保全課) 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2 件) (485・486) (都市計画課) 2
	建築基準法による道路の位置の指定 (487) (建築課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (488) (審査課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (489) (") 4
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 4

告 示

鳥取県告示第481号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人鳥取愛心会関金クリニック	東伯郡関金町大字関金宿2710 - 1	平成14年 8月 1日
医療法人社団悠々ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目 3 - 10	"
さくら薬局	鳥取市立川町五丁目41	"
さくら薬局卯垣店	鳥取市卯垣四丁目101 - 1	"
青空薬局	米子市道笑町四丁目122 - 8	平成14年 9月 1日

鳥取県告示第482号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第 2 条の 6 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
関金クリニック	東伯郡関金町大字関金宿2710 - 1	平成14年7月31日
ふれあいクリニックやざき	米子市米里九丁目3 - 10	〃
千代薬局秋里店	鳥取市秋里738 - 1	平成14年8月31日

鳥取県告示第483号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

- (1) 気高郡青谷町大字青谷字夏泊5516の1・字赤鯛5339・5540の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 気高郡青谷町大字青谷字夏泊5516の1（以上1筆について次の図に示す部分に限る）、5516の2、5516の3、字赤鯛5540の1（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

- (1) 道路用地とするため
- (2) 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第484号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市新開三丁目1519の22

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取

市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 2・2・104号円護寺吉川公園、2・2・105号円護寺小堤公園

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鹿野町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画下水道 鹿野町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第487号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成14年9月17日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市和田東町183 - 1 株式会社オーダーハウス 代表取締役社長 西原清寿	東伯郡東郷町大字長江字六ノ坪357 - 13、357 - 10及び357 - 11並びに357 - 4の一部	幅員 4.00メートル～4.05メートル 延長 54.19メートル

鳥取県告示第488号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成14年9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成14年 9月16日	米子市明治町250	株式会社山陰合同銀行米子駅前支店

鳥取県告示第489号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成14年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
327	株式会社山陰合同 銀行泊支店	名称	株式会社山陰合同 銀行泊支店	株式会社山陰合同 銀行泊出張所	平成14年 9月17日
602	株式会社山陰合同 銀行国府支店	名称	株式会社山陰合同 銀行国府支店	株式会社山陰合同 銀行国府出張所	〃

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成14年 9月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成14年11月17日（日） 午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成14年11月17日（日） 午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101 - 5
鳥取県立県民文化会館第2会議室	〃
鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529 - 2
鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室	〃
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
新日本海新聞社西部本社ふれあいホール	米子市両三柳3060

3 受験願書の受付期間

平成14年 9月20日（金）から同年10月 4日（金）まで（郵送による場合は、平成14年10月 4日（金）までの

消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所 4 階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (電話0857 - 20 - 3669) に照会すること。

